配当公告

秋田県秋田市山王五丁目九番二号中友ビル三階　破産者　株式会社中田建築設備

右の者に対する秋田地方裁判所平成二十三年（フ）第三六七号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
（優先債権）　金一、四五九、三五一円
（一般債権）　金一四六、〇九〇、五九四円

一、配当することのできる金額
（優先債権）　金一、四五九、三五一円
（一般債権）　金三二一、五一四円

平成二十四年十月十二日
秋田県秋田市山王三丁目一番七号東カン秋田ビル六階　破産管財人　湊　貴美男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道足寄郡足寄町南七条三丁目六六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　山岸　誠一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月十二日
北海道帯広市東三条南一四丁目八番地　斉藤道俊法律事務所　相続財産管理人　弁護士　山口　耕司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県諏訪市湯の脇一丁目三七番地、最後の住所長野県諏訪市湯の脇一丁目五番二号　被相続人　亡　後藤　辰也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月十二日
長野県諏訪市湯の脇二丁目一一番一一号　早出法律事務所　相続財産管理人　弁護士　宮坂　大吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県湯沢市秋ノ宮字湯ノ岱五九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　菅　雅雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月十二日
秋田県湯沢市字祝田一四一番地一　相続財産管理人　大山幸太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県鹿嶋市大字小山一一一番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　田口　信一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月十二日
事務所茨城県水戸市南町一丁目三番二三号　カナザワビル五階　相続財産管理人　弁護士　武田　隆志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市神奈川区七島町一一七番地、最後の住所横浜市栄区小菅ケ谷二丁目二九番二四―二〇一号　被相続人　亡　市東　道子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月十二日
横浜市中区不老町一丁目六番地九第一ＨＢビル七階Ｃ区画　相続財産管理人　弁護士　荻田　健治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市江南区太右エ門新田五八番地、最後の住所新潟市江南区太右エ門新田一八三番地一　被相続人　亡　山我　信吾

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月十二日
新潟市中央区医学町通二番町七四番地バンビル八〇一号室　弁護士法人バンビル法律事務所　相続財産管理人　弁護士　寺尾　昌樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県安八郡安八町南條一一三四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　西松　由造

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月十二日
事務所岐阜県大垣市丸の内二丁目五〇番地　パサージュ大垣二〇三号室　相続財産管理人　弁護士　鈴木　一朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡市駿河区大谷二七八五番地五〇、最後の住所静岡市駿河区大谷二七八五番地の五〇　被相続人　亡　塩路　浩也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月十二日
静岡市葵区追手町二―二〇　ヤマムラビル追手町六階Ｃ号室　相続財産管理人　弁護士　青木惣一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市浜北区善地五五一番地、最後の住所静岡県浜松市浜北区染地台五丁目四番三号　特別養護老人ホームきじの里　被相続人　亡　加藤　かく

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月十二日
静岡県浜松市中区蜆塚二丁目一七番二〇号　司法書士榛葉隆雄事務所　相続財産管理人　榛葉　隆雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県一宮市奥町字貴船東二一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　永田ひで子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月十二日
名古屋市中区丸の内三―二〇―一七中外東京海上ビル一二階ひかり弁護士法人アイリス法律事務所　相続財産管理人　弁護士　杉浦　宇子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府東大阪市上小阪四丁目一〇〇三番地、最後の住所大阪府八尾市久宝園二丁目四八番地の二グラシア久宝園三〇五号　被相続人　亡　石橋　和一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月十二日
大阪市北区西天満二丁目三番九号オーク西天満ビル三階　相続財産管理人弁護士　井上　賢

第３期決算公告

平成24年8月30日
東京都中央区八丁堀三丁目17番６号
群成舎八丁堀ビル７階
セイリュウ・アセット・マネジメント株式会社
代表取締役社長　吉田　琢磨

貸借対照表の要旨（平成24年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	52,844
	固定資産	7,518
	繰延資産	958
	資産合計	61,320
負債及び純資産の部	流動負債	4,106
	株主資本	57,214
	資本金	90,000
	利益剰余金	△32,786
	その他利益剰余金	△32,786
	（うち当期純損失）	(34,287)
	負債・純資産合計	61,320